

令和6年第2回南砺市議会定例会
令和7年2月会議
議案 参考資料

【条例 新旧対照表】

令和 7 年 2 月会議提出案件参考資料

目 次

条例関係

議案第	25 号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について……………	3
議案第	27 号	南砺市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について…	1 1
議案第	28 号	南砺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について……………	1 5
議案第	29 号	南砺市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について……	1 8
議案第	30 号	南砺市立学校設置条例及び南砺市学校教育施設使用条例の一部改正について……………	3 5
議案第	31 号	南砺市保育園条例の一部改正について……………	3 9
議案第	32 号	南砺市農村公園条例の一部改正について……………	4 1
議案第	33 号	南砺市イオックス・アローザ交流施設条例の一部改正について……	4 3
議案第	34 号	南砺市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について……………	4 4
議案第	35 号	南砺市索道施設条例の一部改正について……………	4 6
議案第	36 号	南砺市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について……………	5 0
議案第	37 号	南砺市消防団条例の一部改正について……………	5 7

南砺市議会の個人情報の保護に関する条例新旧対照表（第1条関係）

現行			改正案			備考
(定義) 第2条 (略) 2～9 (略) 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 11～13 (略) (利用及び提供の制限) 第12条 (略) 2～4 (略) 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第30条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。			(定義) 第2条 (略) 2～9 (略) 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。 11～13 (略) (利用及び提供の制限) 第12条 (略) 2～4 (略) 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第30条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。			法改正に伴う項番号の改正 同上
第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的	第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的	

	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない		自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する	第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があると き、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき	第12条第2項第1号	本人の同意があると き、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第39条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9	第39条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第10

		項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき			項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき	
第39条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条	第39条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条	

南砺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく

個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正案	備考
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報という。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5)・(6) (略)	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報という。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5)・(6) (略)	法改正に伴う改正 同上 同上

南砺市税条例新旧対照表（第3条関係）

現行	改正案	備考
(市民税の申告) 第36条の2 (略) 2～8 (略) 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から20日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 (施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出) 第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに	(市民税の申告) 第36条の2 (略) 2～8 (略) 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から20日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 (施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出) 第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに	法改正に伴う項 番号の改正

次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行 わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手 続における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をい い、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番 号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人 番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固 定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有 しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(4) (略) 2 (略) (種別割の減免) 第89条 (略) 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者 は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受 けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請 書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、 これを市長に提出しなければならない。 (1) (略) (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは 事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手 続における特定の個人を識別するための番号の利用	次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行 わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手 続における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をい い、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番 号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人 番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固 定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有 しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(4) (略) 2 (略) (種別割の減免) 第89条 (略) 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者 は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受 けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請 書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、 これを市長に提出しなければならない。 (1) (略) (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは 事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手 続における特定の個人を識別するための番号の利用	法改正に伴う項 番号の改正
---	---	--------------------------

(2)・(3) (略) 3 (略) (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告) 第149条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。 (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (2)・(3) (略)	(2)・(3) (略) 3 (略) (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告) 第149条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。 (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (2)・(3) (略)	法改正に伴う項 番号の改正
--	--	--------------------------

南砺市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

現行	改正案	備考
(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の3 (略) 2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。 3 (略) 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校(義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法	(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の3 (略) 2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。 3 (略) 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校(義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法	時間外勤務をさせてはならない 職員の範囲を拡大

律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 (略)
(介護休暇)

律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより当該子を養育」とあり、並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 (略)
(介護休暇)

規定整備

第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 (略)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第15条の3第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 (略)

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第15条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するため

規定整備

職員に対する仕事と介護の両立支援制度に関する周知及び意向確認のための措置を任命権者に義務付けるもの

	<u>の面談その他の措置を講じなければならない。</u> <u>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u> <u>(執務環境の整備に関する措置)</u> <u>第15条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u> <u>(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u> <u>(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u>	仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい環境整備に関する措置を任命権者に義務付けるもの
--	---	---

現行				改正案				備考																																																
(趣旨) 第1条 この条例は、別に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第203条</u>の規定に基づき、南砺市特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。 別表(第2条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>報酬</th> <th>費用弁償</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">教育委員会 選挙管理委員会</td> <td>委員</td> <td>日額 8,000円</td> <td rowspan="4">南砺市職員等の旅費に関する条例（平成16年南砺市条例第50号）の規定による副市長に支給する旅費相当額</td> </tr> <tr> <td>委員長</td> <td>日額 8,000円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>日額 8,000円</td> </tr> <tr> <td>臨時委員</td> <td>日額 5,000円</td> </tr> <tr> <td>公平委員会</td> <td>委員</td> <td>日額 8,000円</td> <td rowspan="3">非常勤の監査委員</td> <td>識見を有する者から選任された委員</td> <td>日額 13,000円</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>議員のうちから選任された委員</td> <td>日額 8,000円</td> </tr> </tbody> </table>				区分		報酬	費用弁償	教育委員会 選挙管理委員会	委員	日額 8,000円	南砺市職員等の旅費に関する条例（平成16年南砺市条例第50号）の規定による副市長に支給する旅費相当額	委員長	日額 8,000円	委員	日額 8,000円	臨時委員	日額 5,000円	公平委員会	委員	日額 8,000円	非常勤の監査委員	識見を有する者から選任された委員	日額 13,000円			議員のうちから選任された委員	日額 8,000円	(趣旨) 第1条 この条例は、別に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第203条の2</u>の規定に基づき、南砺市特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。 別表(第2条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>報酬</th> <th>費用弁償</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">教育委員会 選挙管理委員会</td> <td>委員</td> <td>日額 8,000円</td> <td rowspan="4">南砺市職員等の旅費に関する条例の規定による副市長に支給する旅費相当額</td> </tr> <tr> <td>委員長</td> <td>日額 8,000円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>日額 8,000円</td> </tr> <tr> <td>臨時委員</td> <td>日額 5,000円</td> </tr> <tr> <td>公平委員会</td> <td>委員</td> <td>日額 8,000円</td> <td rowspan="3">非常勤の監査委員</td> <td>識見を有する者から選任された委員</td> <td>日額 13,000円</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>議員のうちから選任された委員</td> <td>日額 8,000円</td> </tr> </tbody> </table>				区分		報酬	費用弁償	教育委員会 選挙管理委員会	委員	日額 8,000円	南砺市職員等の旅費に関する条例の規定による副市長に支給する旅費相当額	委員長	日額 8,000円	委員	日額 8,000円	臨時委員	日額 5,000円	公平委員会	委員	日額 8,000円	非常勤の監査委員	識見を有する者から選任された委員	日額 13,000円			議員のうちから選任された委員	日額 8,000円	字句の修正 同上
区分		報酬	費用弁償																																																					
教育委員会 選挙管理委員会	委員	日額 8,000円	南砺市職員等の旅費に関する条例（平成16年南砺市条例第50号）の規定による副市長に支給する旅費相当額																																																					
	委員長	日額 8,000円																																																						
	委員	日額 8,000円																																																						
	臨時委員	日額 5,000円																																																						
公平委員会	委員	日額 8,000円	非常勤の監査委員	識見を有する者から選任された委員	日額 13,000円																																																			
	議員のうちから選任された委員	日額 8,000円																																																						
区分		報酬		費用弁償																																																				
教育委員会 選挙管理委員会	委員	日額 8,000円	南砺市職員等の旅費に関する条例の規定による副市長に支給する旅費相当額																																																					
	委員長	日額 8,000円																																																						
	委員	日額 8,000円																																																						
	臨時委員	日額 5,000円																																																						
公平委員会	委員	日額 8,000円	非常勤の監査委員	識見を有する者から選任された委員	日額 13,000円																																																			
	議員のうちから選任された委員	日額 8,000円																																																						

農業委員会	会長	基本給	
		日額 8,000円	
		農地利用最適 化事業分 市長が別に定 める額	
	委員	基本給	
		日額 8,000円	
	農地利用最適 化事業分 市長が別に定 める額		
農地利用最 適化推進委 員		基本給	
	日額 6,000円		
農地利用最適 化事業分 市長が別に定 める額			
	固定資産評 価審査委員 会	委員	
日額 8,000円			
選挙長 投票所の投票管理者		国会議員の選 挙等の執行経	予算に定められた 範囲内で任命権者

農業委員会	会長	基本給	
		日額 8,000円	
		農地利用最適 化事業分 市長が別に定 める額	
	委員	基本給	
		日額 8,000円	
	農地利用最適 化事業分 市長が別に定 める額		
農地利用最 適化推進委 員		基本給	
	日額 6,000円		
農地利用最適 化事業分 市長が別に定 める額			
	固定資産評 価審査委員 会	委員	
日額 8,000円			
選挙長 投票所の投票管理者		国会議員の選 挙等の執行経	予算に定められた 範囲内で任命権者

期日前投票所の投票管 理者 開票管理者 投票所の投票立会人 期日前投票所の投票立 会人 開票立会人 選挙立会人	費の基準に関 する法律(昭和2 5年法律第179 号)第14条第1 項に掲げる額	が市長と協議して 定める額	期日前投票所の投票管 理者 開票管理者 投票所の投票立会人 期日前投票所の投票立 会人 開票立会人 選挙立会人	費の基準に関 する法律(昭和2 5年法律第179 号)第14条第1 項に掲げる額	が市長と協議して 定める額	報酬に係る規定 の改正
附属機関の委員その他 の構成員	1日につき10,0 00円を超えな い範囲内にお いて、任命権 者が市長と協 議して定める 額		附属機関の委員その他 の構成員	予算に定めら れた範囲内で		
その他の特別職の職員	予算に定めら れた範囲内で 任命権者が市 長と協議して 定める額		その他の特別職の職員	任命権者が市 長と協議して 定める額		

南砺市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案	備考
(扶養手当) 第9条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)</u>に係る扶養手当は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるものの<u>(以下「医(1)4級以上職員等」という。)</u>に対しては、支給しない。 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 <u>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u> <u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略)	(扶養手当) 第9条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族(第3項において「扶養親族たる父母等」という。)</u>に係る扶養手当は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるものに対しては、支給しない。 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (削除) <u>(1)</u> (略) <u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略)	配偶者に係る扶養手当廃止に伴う規定整備 第10条削除に伴う規定整備 人事院勧告に基づく配偶者に係る扶養手当の廃止 号の繰り上げ

3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円、前項第2号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第10条 新たに職員となった者に扶養親族(医(1)4級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、医(1)4級以上職員等から医(1)4級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合(医(1)4級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者があ

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第10条 削除

人事院勧告に基づく子に係る扶養手当額の改正

字句の修正

扶養手当の支給に関し必要な事項を規則で定めることとするに伴う項の新設及び第10条の削除

る場合を除く。)

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に掲げる扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び医(1)4級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族(医(1)4級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合においてはその者が職員となった日、医(1)4級以上職員等から医(1)4級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医(1)4級以上職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族(医(1)4級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、医(1)4級以上職員等以外の職員から医(1)4級以上職員等とな

った職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医(1)4級以上職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族(医(1)4級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族(医(1)4級以

上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある医(1)4級以上職員等が医(1)4級以上職員等以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で医(1)4級以上職員等以外のものが医(1)4級以上職員等となった場合

(5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(管理職員特別勤務手当)

第21条 第8条第1項の規定に基づく規則で定める職を占める職員(次項において「管理監督職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

(管理職員特別勤務手当)

第21条 第8条第1項の規定に基づく規則で定める職を占める職員(次項において「管理監督職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

字句の修正

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間</u>であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。	2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)</u>であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。	人事院勧告に基づき支給対象時間帯を拡大するもの
3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額(<u>当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額</u>) (2) (略)	3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額(<u>前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額</u>)とする。 (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額 (2) (略)	規定整備
4 (略) (特定の職員についての適用除外) 第27条 (略) 2 第4条第3項から第10項まで、<u>第9条から第11条まで及び第22条</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。	4 (略) (特定の職員についての適用除外) 第27条 (略) 2 第4条第3項から第10項まで<u>及び第9条</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。	人事院勧告に基づき定年前再任用短時間勤務職員に住居手当及び寒冷地手当を

別表第1(第3条関係)	行政職給料表 (略)	別表第2(第3条関係)	医療職給料表 (略)	別表第3(第3条関係)	等級別基準職務表 (1)～(3) (略) (4) 医療職給料表(3)の適用を受ける職員
職務の 級	標準的な職務	職務の 級	標準的な職務	職務の 級	標準的な職務
1級	准看護師の職務	1級	准看護師の職務	1級	准看護師の職務
2級	保健師、助産師又は看護師の職務 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う准看護師の職務	2級	保健師、助産師又は看護師の職務 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う准看護師の職務	2級	保健師、助産師又は看護師の職務 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う准看護師の職務
3級	師長代理の職務 主任の職務 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う保健師、助産師、看護師の職務 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う	3級	師長代理又は師長補佐の職務 主任の職務 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う保健師、助産師、看護師の職務 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う	3級	師長代理又は師長補佐の職務 主任の職務 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う保健師、助産師、看護師の職務 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う

支給するもの

人事院勧告に基づく給料表の改定

看護師の職名の追加

	准看護師の職務		准看護師の職務	
4級	看護師長の職務 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う師長代理の職務 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主任の職務	4級	看護師長の職務 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う師長代理の職務 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主任の職務	
5級	看護部長の職務 看護副部長の職務 高度な知識又は経験を必要とする業務を行う看護師長の職務	5級	看護部長の職務 看護副部長の職務 高度な知識又は経験を必要とする業務を行う看護師長の職務	

南砺市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案	備考
(特定任期付職員の給与に関する特例) 第7条 (略) 2・3 (略) (略) <u>4 特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u> <u>5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</u> (特定任期付職員についての給与条例の適用除外等) 第9条 給与条例第3条、第4条、第8条から第11条まで、<u>第22条及び第26条</u>の規定は、特定任期付職員には適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第21条第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第21条第1項中「管理監督職員」とあるのは「南砺市一般職の任	(特定任期付職員の給与に関する特例) 第7条 (略) 2・3 (略) (略) <u>4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。</u> (特定任期付職員についての給与条例の適用除外等) 第9条 給与条例第3条、第4条、第8条、<u>第9条、第11条及び第22条</u>の規定は、特定任期付職員には適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第21条第1項及び第<u>2項、第23条第2項、第26条第2項第1号並びに第27条第1項の規定</u>の適用については、給与条例第21条第1項中「管	人事院勧告に基づき特定任期付職員業績手当を廃止するもの 規定整備 人事院勧告に基づき特定任期付職員に勤勉手当を支給するもの

期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第23条第2項各号列記以外の部分中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、6月に支給する場合には「<u>100分の170</u>」、12月に支給する場合には「<u>100分の175</u>」とする。	理監督職員」とあるのは「南砺市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第23条第2項各号列記以外の部分中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、給与条例第26条第2項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」とする。	勤勉手当の支給に伴い期末手当支給割合の見直し
(任期付短時間勤務職員についての給与条例の適用除外等) 第10条 給与条例第9条から第11条までの規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。	(任期付短時間勤務職員についての給与条例の適用除外等) 第10条 給与条例第9条、第11条及び第22条の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。	任期付短時間勤務職員に支給しない手当の規定整備（寒冷地手当の除外）
2 (略) (特定任期付企業職員の給与に関する特例等) 第11条 <u>第2条第1項の規定により任期を定めて採用された企業職員(以下「特定任期付企業職員」という。)のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、特定任期付職員業績手当を支給することができる。</u>	2 (略) (特定任期付企業職員の給与に関する特例等) 第11条	人事院勧告に基づき特定任期付職員業績手当を廃止するもの
2 南砺市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成16年南砺市条例第252号。以下「企業職員給与条例」という。)第4条から第6条まで、第9条から第11条まで及び第14条の規定は、特定任期付企業職員には適用しない。	南砺市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成16年南砺市条例第252号。以下「企業職員給与条例」という。)第4条から第6条まで、第9条から第11条まで及び第15条の規定は、特定任期付企業職員には適用しない。	項の繰上げ 勤勉手当を支給するもの 支給しない手当の規定整備（寒冷地手当の除

<u>3</u> (略) (企業職員である短時間勤務職員についての企業職員給与条例の適用除外) 第12条 企業職員給与条例第5条<u>及び</u>第6条_の規定は、第4条の規定により任期を定めて採用された企業職員には、適用しない。	<u>2</u> (略) (企業職員である短時間勤務職員についての企業職員給与条例の適用除外) 第12条 企業職員給与条例第5条、_第6条<u>及び</u>第15条の規定は、第4条の規定により任期を定めて採用された企業職員には、適用しない。	外) 項の繰上げ 支給しない手当の規定整備（寒冷地手当の除外)
--	---	--

南砺市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表(第3条関係)

現行	改正案	備考
(扶養手当) 第5条 (略) 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 <u>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u> <u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略) (夜間勤務手当) 第11条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員にはその間の勤務した全時間に対して夜間勤務手当を支給する。 (管理職員特別勤務手当) 第12条 第4条に規定する職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日(勤務時間を割り振	(扶養手当) 第5条 (略) 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 <u>(1)</u> (略) <u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) (夜間勤務手当) 第11条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員にはその間の勤務をした全時間に対して夜間勤務手当を支給する。 (管理職員特別勤務手当) 第12条 第4条に規定する職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日(勤務時間を割り振	人事院勧告に基づく配偶者に係る扶養手当廃止 号の繰上げ 字句の修正

らない日をいう。)又は休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、第4条に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間</u>であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 (定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外) 第16条 第5条、<u>第6条及び前条</u>の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。	らない日をいう。)又は休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、第4条に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)</u>であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 (定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外) 第16条 第5条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。	字句の修正 人事院勧告に基づき支給対象時間帯を拡大するもの 字句の修正 人事院勧告に基づき定年前再任用短時間勤務職員に住居手当及び寒冷地手当を支給するもの
---	--	---

南砺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第4条関係）

現行	改正案	備考
<u>別表第1(第4条関係)</u> <u>(1) 会計年度任用職員行政職1給料表</u> <u>(略)</u>	<u>別表第1(第4条関係)</u> <u>(1) 会計年度任用職員行政職1給料表</u> <u>(略)</u>	人事院勧告に基づく給料表の改正
<u>別表第2(第4条関係)</u> <u>(2) 会計年度任用職員行政職2給料表</u> <u>(略)</u>	<u>別表第2(第4条関係)</u> <u>(2) 会計年度任用職員行政職2給料表</u> <u>(略)</u>	同上
<u>別表第3(第4条関係)</u> <u>(3) 会計年度任用職員医療職給料表</u> <u>ア 医療職給料表(1)</u> <u>(略)</u> <u>イ 医療職給料表(2)</u> <u>(略)</u> <u>ウ 医療職給料表(3)</u> <u>(略)</u>	<u>別表第3(第4条関係)</u> <u>(3) 会計年度任用職員医療職給料表</u> <u>ア 医療職給料表(1)</u> <u>(略)</u> <u>イ 医療職給料表(2)</u> <u>(略)</u> <u>ウ 医療職給料表(3)</u> <u>(略)</u>	同上

南砺市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表(第5条関係)

現行	改正案	備考
第1条～第13条 (略)	第1条～第13条 (略)	
附則 第1条～第11条 (略)	附則 第1条～第11条 (略)	
(南砺市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第12条 (略) 2～6 (略) 7 南砺市一般職の職員の給与に関する条例第4条第3項、第4項、第6項及び第8項から第10項まで、<u>第9条から第11条まで並びに第22条並びに新給与条例第4条第5項及び第7項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</u> 第13条～第14条 (略) (南砺市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第15条 南砺市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、<u>第6条及び第15条</u>の規定は、暫定再任用職員には適用しない。	(南砺市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第12条 (略) 2～6 (略) 7 南砺市一般職の職員の給与に関する条例第4条第3項、第4項、第6項及び第8項から第10項まで、第9条並びに新給与条例第4条第5項及び第7項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 第13条～第14条 (略) (南砺市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第15条 南砺市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。	人事院勧告に基づき暫定再任用職員に住居手当及び寒冷地手当を支給するもの 同上

南砺市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表(第6条関係)

現行			改正案			備考
(任期付短時間勤務職員についての給与条例等の特例) 第19条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			(任期付短時間勤務職員についての給与条例等の特例) 第19条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			読み替えている給与条例の該当の規定の改正にともなうもの
第4条第3項	決定する	決定するものとし、当該職員の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする	第4条第3項	決定する	決定するものとし、当該職員の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする	
第4条第4項、第6項及び第7項	決定する	決定するものとし、当該職員の給料月額、当該職員の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする	第4条第4項、第6項及び第7項	決定する	決定するものとし、当該職員の給料月額、当該職員の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする	
第12条第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育	第12条第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育	

		児短時間勤務をしている職員 (以下「育児短時間勤務職員」 という。)			児短時間勤務をしている職員 (以下「育児短時間勤務職員」 という。)
第15条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間にあつては、同項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合には、100分の125)を乗じて得た額とする	第15条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間にあつては、同項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合には、100分の125)を乗じて得た額とする
第27条	第4条第3項から第10項まで、 <u>第9条から第11条まで及び第22条</u>	第9条から第11条まで及び第22条	第27条	第4条第3項から第10項まで及び <u>第9条</u>	第9条、 <u>第11条</u> 及び第22条
	定年前再任用短時間勤務職員			定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員

南砺市立学校設置条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案	備考																														
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)	上平小学校の項 の削除																														
1 小学校	1 小学校																															
<table><tr><th>学校の名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>南砺市立城端小学校</td><td>南砺市城端1610番地</td></tr><tr><td>南砺市立上平小学校</td><td>南砺市皆葎1573番地</td></tr><tr><td>南砺市立井波小学校</td><td>南砺市山見1368番地</td></tr><tr><td>南砺市立福野小学校</td><td>南砺市二日町50番地</td></tr><tr><td>南砺市立福光中部小学校</td><td>南砺市法林寺1番地</td></tr><tr><td>南砺市立福光南部小学校</td><td>南砺市小坂708番地</td></tr><tr><td>南砺市立福光東部小学校</td><td>南砺市荒木456番地</td></tr></table>	学校の名称		位置	南砺市立城端小学校	南砺市城端1610番地	南砺市立上平小学校	南砺市皆葎1573番地	南砺市立井波小学校	南砺市山見1368番地	南砺市立福野小学校	南砺市二日町50番地	南砺市立福光中部小学校	南砺市法林寺1番地	南砺市立福光南部小学校	南砺市小坂708番地	南砺市立福光東部小学校	南砺市荒木456番地	<table><tr><th>学校の名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>南砺市立城端小学校</td><td>南砺市城端1610番地</td></tr><tr><td>南砺市立井波小学校</td><td>南砺市山見1368番地</td></tr><tr><td>南砺市立福野小学校</td><td>南砺市二日町50番地</td></tr><tr><td>南砺市立福光中部小学校</td><td>南砺市法林寺1番地</td></tr><tr><td>南砺市立福光南部小学校</td><td>南砺市小坂708番地</td></tr><tr><td>南砺市立福光東部小学校</td><td>南砺市荒木456番地</td></tr></table>	学校の名称	位置	南砺市立城端小学校	南砺市城端1610番地	南砺市立井波小学校	南砺市山見1368番地	南砺市立福野小学校	南砺市二日町50番地	南砺市立福光中部小学校	南砺市法林寺1番地	南砺市立福光南部小学校	南砺市小坂708番地	南砺市立福光東部小学校	南砺市荒木456番地
学校の名称	位置																															
南砺市立城端小学校	南砺市城端1610番地																															
南砺市立上平小学校	南砺市皆葎1573番地																															
南砺市立井波小学校	南砺市山見1368番地																															
南砺市立福野小学校	南砺市二日町50番地																															
南砺市立福光中部小学校	南砺市法林寺1番地																															
南砺市立福光南部小学校	南砺市小坂708番地																															
南砺市立福光東部小学校	南砺市荒木456番地																															
学校の名称	位置																															
南砺市立城端小学校	南砺市城端1610番地																															
南砺市立井波小学校	南砺市山見1368番地																															
南砺市立福野小学校	南砺市二日町50番地																															
南砺市立福光中部小学校	南砺市法林寺1番地																															
南砺市立福光南部小学校	南砺市小坂708番地																															
南砺市立福光東部小学校	南砺市荒木456番地																															
2 中学校	2 中学校																															
<table><tr><th>学校の名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>南砺市立城端中学校</td><td>南砺市泉沢700番地</td></tr><tr><td>南砺市立平中学校</td><td>南砺市下梨446番地</td></tr><tr><td>南砺市立井波中学校</td><td>南砺市井波700番地1</td></tr><tr><td>南砺市立福野中学校</td><td>南砺市福野1339番地</td></tr><tr><td>南砺市立福光中学校</td><td>南砺市福光720番地</td></tr><tr><td>南砺市立吉江中学校</td><td>南砺市荒木581番地</td></tr></table>	学校の名称	位置	南砺市立城端中学校	南砺市泉沢700番地	南砺市立平中学校	南砺市下梨446番地	南砺市立井波中学校	南砺市井波700番地1	南砺市立福野中学校	南砺市福野1339番地	南砺市立福光中学校	南砺市福光720番地	南砺市立吉江中学校	南砺市荒木581番地	<table><tr><th>学校の名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>南砺市立城端中学校</td><td>南砺市泉沢700番地</td></tr><tr><td>南砺市立井波中学校</td><td>南砺市井波700番地1</td></tr><tr><td>南砺市立福野中学校</td><td>南砺市福野1339番地</td></tr><tr><td>南砺市立福光中学校</td><td>南砺市福光720番地</td></tr><tr><td>南砺市立吉江中学校</td><td>南砺市荒木581番地</td></tr></table>	学校の名称	位置	南砺市立城端中学校	南砺市泉沢700番地	南砺市立井波中学校	南砺市井波700番地1	南砺市立福野中学校	南砺市福野1339番地	南砺市立福光中学校	南砺市福光720番地	南砺市立吉江中学校	南砺市荒木581番地					
学校の名称	位置																															
南砺市立城端中学校	南砺市泉沢700番地																															
南砺市立平中学校	南砺市下梨446番地																															
南砺市立井波中学校	南砺市井波700番地1																															
南砺市立福野中学校	南砺市福野1339番地																															
南砺市立福光中学校	南砺市福光720番地																															
南砺市立吉江中学校	南砺市荒木581番地																															
学校の名称	位置																															
南砺市立城端中学校	南砺市泉沢700番地																															
南砺市立井波中学校	南砺市井波700番地1																															
南砺市立福野中学校	南砺市福野1339番地																															
南砺市立福光中学校	南砺市福光720番地																															
南砺市立吉江中学校	南砺市荒木581番地																															
3 義務教育学校	3 義務教育学校																															
		平中学校の項の 削除																														

学校の名称	位置	学校の名称	位置	五箇山学舎の項 の追加
南砺市立利賀学舎	南砺市利賀村184番地	<u>南砺市立五箇山学舎</u>	<u>南砺市皆葎1573番地</u>	
南砺市立南砺つばき学舎	南砺市蛇喰1001番地	南砺市立利賀学舎	南砺市利賀村184番地	
		南砺市立南砺つばき学舎	南砺市蛇喰1001番地	

南砺市学校教育施設使用条例新旧対照表（第2条関係）

現行								改正案								備考	
別表(第4条関係)								別表(第4条関係)									
(1) 教育施設使用料								(1) 教育施設使用料									
施設名		基本使用料(円)						施設名		基本使用料(円)							
		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日			午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日		
		9時か ら12 時まで	13時 から1 7時ま で	18時 から2 1時30 分まで	9時か ら17 時まで	13時 から2 1時30 分まで	9時か ら21時 30分ま で			9時か ら12 時まで	13時 から1 7時ま で	18時 から2 1時30 分まで	9時か ら17 時まで	13時 から2 1時30 分まで	9時か ら21時 30分ま で		
学校 体育 館	バドミン トンコー ト1面当 たり	620	830	730	1,460	1,570	2,200	学校 体育 館	バドミン トンコー ト1面当 たり	620	830	730	1,460	1,570	2,200		
その他の学校 施設		1,570	2,090	1,880	3,660	3,980	5,550	その他の学校 施設		1,570	2,090	1,880	3,660	3,980	5,550		
備考 利用時間の短縮を理由として、使用料は、減額しない。								備考 利用時間の短縮を理由として、使用料は、減額しない。									
(2) 夜間照明施設使用料								(2) 夜間照明施設使用料									
施設名		区分	単位		金額(円)			施設名		区分	単位		金額(円)				
福野小学校		全面	1時間		520			福野小学校		全面	1時間		520				
井波中学校		全面	1時間		1,040			井波中学校		全面	1時間		1,040				

	半面	1時間	520		半面	1時間	520	項の削除
城端小学校	全面	1時間	520	城端小学校	全面	1時間	520	
城端中学校	全面	1時間	520	城端中学校	全面	1時間	520	
福光南部小学校	全面	1時間	520	福光南部小学校	全面	1時間	520	
福光東部小学校	全面	1時間	520	福光東部小学校	全面	1時間	520	
福光中学校	全面	1時間	520	福光中学校	全面	1時間	520	
平中学校	全面	1時間	520					
備考 1時間に満たない場合は、1時間とし、原状回復時間も時間内とする。				備考 1時間に満たない場合は、1時間とし、原状回復時間も時間内とする。				

南砺市保育園条例新旧対照表

現行			改正案			備考
別表第1(第4条関係)			別表第1(第4条関係)			定員の改正
名称	位置	定員	名称	位置	定員	
南砺市立城端さくら保育園	南砺市理休240番地	<u>200人</u>	南砺市立城端さくら保育園	南砺市理休240番地	<u>150人</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
南砺市立山野保育園	南砺市岩屋155番地	<u>65人</u>	南砺市立山野保育園	南砺市岩屋155番地	<u>55人</u>	
南砺市立井口保育園	南砺市井口116番地	<u>35人</u>	南砺市立井口保育園	南砺市井口116番地	<u>30人</u>	
南砺市立福野ひまわり保育園	南砺市百町101番地1	<u>180人</u>	南砺市立福野ひまわり保育園	南砺市百町101番地1	<u>160人</u>	
南砺市立福野おひさま保育園	南砺市柴田屋209番地	<u>230人</u>	南砺市立福野おひさま保育園	南砺市柴田屋209番地	<u>200人</u>	
南砺市立福光どんぐり保育園	南砺市福光381番地1	<u>220人</u>	南砺市立福光どんぐり保育園	南砺市福光381番地1	<u>150人</u>	
南砺市立福光南部あおぞら保育園	南砺市小坂694番地8	<u>50人</u>	南砺市立福光南部あおぞら保育園	南砺市小坂694番地8	<u>30人</u>	
南砺市立福光東部かがやき保育園	南砺市荒木1305番地1	<u>140人</u>	南砺市立福光東部かがやき保育園	南砺市荒木1305番地1	<u>130人</u>	
別表第2(第4条関係)			別表第2(第4条関係)			同上
名称	位置	定員	名称	位置	定員	
南砺市立認定こども園井	南砺市山見2000番地	<u>230人</u>	南砺市立認定こども園井	南砺市山見2000番地	<u>210人</u>	

波にじいろ保育園	14		波にじいろ保育園	14		
----------	----	--	----------	----	--	--

南砺市農村公園条例新旧対照表

現行	改正案	備考																																										
(設置) 第1条 農業者等農村在住者の健康増進と憩いの場を整備し、農村生活の向上に資することを目的として南砺市農村公園(以下「農村公園」という。)を設置する。 (名称及び位置) 第2条 農村公園の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>南砺市野尻緑地公園</td><td>南砺市野尻633番地1</td></tr><tr><td>南砺市石黒農村公園</td><td>南砺市川西385番地</td></tr><tr><td>南砺市広瀬館農村公園</td><td>南砺市祖谷65番地3</td></tr><tr><td>南砺市西太美農村公園</td><td>南砺市才川七1235番地</td></tr><tr><td>南砺市太美山農村公園</td><td>南砺市太美23番地</td></tr><tr><td>南砺市大池農村公園</td><td>南砺市土生新2200番地</td></tr><tr><td>南砺市山田農村公園</td><td>南砺市大塚60番地</td></tr><tr><td>南砺市北山田農村公園</td><td>南砺市宗守458番地1</td></tr><tr><td>南砺市南蟹谷農村公園</td><td>南砺市砂子谷1441番地</td></tr></table> (指定管理者による管理)	名称	位置	南砺市野尻緑地公園	南砺市野尻633番地1	南砺市石黒農村公園	南砺市川西385番地	南砺市広瀬館農村公園	南砺市祖谷65番地3	南砺市西太美農村公園	南砺市才川七1235番地	南砺市太美山農村公園	南砺市太美23番地	南砺市大池農村公園	南砺市土生新2200番地	南砺市山田農村公園	南砺市大塚60番地	南砺市北山田農村公園	南砺市宗守458番地1	南砺市南蟹谷農村公園	南砺市砂子谷1441番地	(設置) 第1条 農業者等農村在住者の健康増進と憩いの場を整備し、農村生活の向上に資すること及び都市と農村の交流を促進し、農業や農村に対する理解を深めることを目的として南砺市農村公園(以下「農村公園」という。)を設置する。 (名称及び位置) 第2条 農村公園の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>南砺市桜ヶ池農村公園</td><td>南砺市立野原東189番地</td></tr><tr><td>南砺市野尻緑地公園</td><td>南砺市野尻633番地1</td></tr><tr><td>南砺市石黒農村公園</td><td>南砺市川西385番地</td></tr><tr><td>南砺市広瀬館農村公園</td><td>南砺市祖谷65番地3</td></tr><tr><td>南砺市西太美農村公園</td><td>南砺市才川七1235番地</td></tr><tr><td>南砺市太美山農村公園</td><td>南砺市太美23番地</td></tr><tr><td>南砺市大池農村公園</td><td>南砺市土生新2200番地</td></tr><tr><td>南砺市山田農村公園</td><td>南砺市大塚60番地</td></tr><tr><td>南砺市北山田農村公園</td><td>南砺市宗守458番地1</td></tr><tr><td>南砺市南蟹谷農村公園</td><td>南砺市砂子谷1441番地</td></tr></table> (指定管理者による管理)	名称	位置	南砺市桜ヶ池農村公園	南砺市立野原東189番地	南砺市野尻緑地公園	南砺市野尻633番地1	南砺市石黒農村公園	南砺市川西385番地	南砺市広瀬館農村公園	南砺市祖谷65番地3	南砺市西太美農村公園	南砺市才川七1235番地	南砺市太美山農村公園	南砺市太美23番地	南砺市大池農村公園	南砺市土生新2200番地	南砺市山田農村公園	南砺市大塚60番地	南砺市北山田農村公園	南砺市宗守458番地1	南砺市南蟹谷農村公園	南砺市砂子谷1441番地	設置目的に係る規定の追加 農村公園の追加
名称	位置																																											
南砺市野尻緑地公園	南砺市野尻633番地1																																											
南砺市石黒農村公園	南砺市川西385番地																																											
南砺市広瀬館農村公園	南砺市祖谷65番地3																																											
南砺市西太美農村公園	南砺市才川七1235番地																																											
南砺市太美山農村公園	南砺市太美23番地																																											
南砺市大池農村公園	南砺市土生新2200番地																																											
南砺市山田農村公園	南砺市大塚60番地																																											
南砺市北山田農村公園	南砺市宗守458番地1																																											
南砺市南蟹谷農村公園	南砺市砂子谷1441番地																																											
名称	位置																																											
南砺市桜ヶ池農村公園	南砺市立野原東189番地																																											
南砺市野尻緑地公園	南砺市野尻633番地1																																											
南砺市石黒農村公園	南砺市川西385番地																																											
南砺市広瀬館農村公園	南砺市祖谷65番地3																																											
南砺市西太美農村公園	南砺市才川七1235番地																																											
南砺市太美山農村公園	南砺市太美23番地																																											
南砺市大池農村公園	南砺市土生新2200番地																																											
南砺市山田農村公園	南砺市大塚60番地																																											
南砺市北山田農村公園	南砺市宗守458番地1																																											
南砺市南蟹谷農村公園	南砺市砂子谷1441番地																																											

第3条 前条に規定する農村公園のうち、南砺市野尻緑地公園(以下「<u>緑地公園</u>」という。)の管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせる。 (指定管理者が行う業務) 第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) <u>緑地公園</u>の維持管理に関する業務 (2) 前号に掲げるもののほか、<u>緑地公園</u>の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務 (指定管理者の管理の期間) 第5条 指定管理者が<u>緑地公園</u>の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から起算して5年の間とする。ただし、再指定を妨げない。	第3条 前条に規定する農村公園のうち、<u>南砺市桜ヶ池農村公園及び南砺市野尻緑地公園</u>(以下「<u>農村公園等</u>」という。)の管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせる。 (指定管理者が行う業務) 第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) <u>農村公園等</u>の維持管理に関する業務 (2) 前号に掲げるもののほか、<u>農村公園等</u>の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務 (指定管理者の管理の期間) 第5条 指定管理者が<u>農村公園等</u>の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から起算して5年の間とする。ただし、再指定を妨げない。	指定管理に係る規定及び略称規定の改正 略称規定の改正に伴う字句の改正 同上 同上
---	--	--

南砺市イオックス・アローザ交流施設条例新旧対照表

現行			改正案			備考
別表第2(第10条関係) 交流施設利用料金			別表第2(第10条関係) 交流施設利用料金			利用料金の上限額の改定
(3) 南砺市イオックス・アローザ交流センター			(3) 南砺市イオックス・アローザ交流センター			
区分	利用料金	備考	区分	利用料金	備考	
多目的ホール	1,040円	1室1時間当たりの利用料金	多目的ホール	1,880円	1室1時間当たりの利用料金	
会議室	210円	1室1時間当たりの利用料金	会議室	380円	1室1時間当たりの利用料金	
研修室	520円	1室1時間当たりの利用料金	研修室	940円	1室1時間当たりの利用料金	
交流・実習室	210円	1室1時間当たりの利用料金	交流・実習室	380円	1室1時間当たりの利用料金	
備考 市内に居住する者は、無料とする。						
(4) 南砺市イオックス・アローザふれあいセンター			(4) 南砺市イオックス・アローザふれあいセンター			
区分	利用料金	備考	区分	利用料金	備考	
会議室	210円	1室1時間当たりの利用料金	会議室	380円	1室1時間当たりの利用料金	
研修室	520円	1室1時間当たりの利用料金	研修室	940円	1室1時間当たりの利用料金	
研修室和室	210円	1室1時間当たりの利用料金	研修室和室	380円	1室1時間当たりの利用料金	
備考 市内に居住する者は、無料とする。						備考の削除

南砺市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例新旧対照表

現行				改正案				備考
(区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合)				(区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合)				適用区域の追加
第3条 この条例を適用する区域及び当該区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。				第3条 この条例を適用する区域及び当該区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。				
	区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合		区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合	
甲種区域	南砺市井波地区(準工業地域に限る。)	100分の15以上	100分の20以上	甲種区域	南砺市井波地区(準工業地域に限る。)	100分の15以上	100分の20以上	
乙種区域	南砺市大窪地区	100分の10以上	100分の15以上	乙種区域	南砺市大窪地区、 <u>北野地区</u>	100分の10以上	100分の15以上	
丙種区域	南砺市本江地区、晩田・前田地区、二日町・野尻・岩武新地区、梅原地区、和泉地区、井波地	100分の5以上	100分の7以上	丙種区域	南砺市本江地区、晩田・前田地区、二日町・野尻・岩武新地区、梅原地区、和泉地区、井波地	100分の5以上	100分の7以上	

	区(工業専用地域に限る。)				区(工業専用地域に限る。)			
2	(略)			2	(略)			

南砺市索道施設条例新旧対照表

現行				改正案				備考
別表第1(第2条関係)				別表第1(第2条関係)				字句の修正
索道施設の名称、種類及び位置				索道施設の名称、種類及び位置				
名称		種類	位置	名称		種類	位置	
た い ら	第1ペア リフト	乙種特殊 索道	起点 南砺市梨谷字蛇原338番 終点 南砺市来栖字草沼27番2	た い ら	第1ペア リフト	乙種特殊 索道	起点 南砺市梨谷字蛇原338番 終点 南砺市来栖字草沼27番2	
	第2ペア リフト	乙種特殊 索道	起点 南砺市梨谷字蛇原227番 終点 南砺市梨谷字上ノ山25番		第2ペア リフト	乙種特殊 索道	起点 南砺市梨谷字蛇原227番 終点 南砺市梨谷字上ノ山25番	
	第3ペア リフト	乙種特殊 索道	起点 南砺市梨谷字電破49番 終点 南砺市来栖字草沼27番47			第3ペア リフト	乙種特殊 索道	
タ カ ン ボ	第1ペア リフト	乙種特殊 索道	起点 南砺市西赤尾町字上野18 50番 終点 南砺市西赤尾町字水上谷 15番8	タ カ ン ボ	第1ペア リフト		乙種特殊 索道	
	第2ペア リフト	乙種特殊 索道	起点 南砺市西赤尾町字水上谷 15番8 終点 南砺市西赤尾町字水上谷 15番3		第2ペア リフト	乙種特殊 索道	起点 南砺市西赤尾町字水上谷 15番8 終点 南砺市西赤尾町字水上谷 15番3	
	第3ペア リフト	乙種特殊 索道	起点 南砺市西赤尾町字上野18 68番 終点 南砺市西赤尾町字水上谷 19番1の3			第3ペア リフト	乙種特殊 索道	

I O X — A R O S A	ゴンドラリ フト	普通索道	起点 南砺市才川七字スヶ原 123番1 終点 南砺市才川七字鬼放7番
	第1ペアリ フト	乙種特殊 索道	起点 南砺市才川七字スヶ原 113番 終点 南砺市才川七字荒山40番 1
	第2ペアリ フト	乙種特殊 索道	起点 南砺市才川七字荒山38番 終点 南砺市才川七字ヌスキ14 番
	第3ペアリ フト	乙種特殊 索道	起点 南砺市才川七字ヌスキ19 番 終点 南砺市才川七字鬼放3番
	第4ペアリ フト	乙種特殊 索道	起点 南砺市広谷字大コバ22番 終点 南砺市広谷字大コバ28番
	第5ペアリ フト A線	乙種特殊 索道	起点 南砺市広谷字大コバ21番 終点 南砺市広谷字白剥4番
	第5ペアリ フト B線	乙種特殊 索道	起点 南砺市広谷字大コバ21番 終点 南砺市香城寺字 <u>白こけ</u> 10 番

別表第3(第8条関係)

索道利用料金

名称	種別	金額
----	----	----

I O X — A R O S A	ゴンドラリ フト	普通索道	起点 南砺市才川七字スヶ原 123番1 終点 南砺市才川七字鬼放7番
	第1ペアリ フト	乙種特殊 索道	起点 南砺市才川七字スヶ原 113番 終点 南砺市才川七字荒山40番 1
	第2ペアリ フト	乙種特殊 索道	起点 南砺市才川七字荒山38番 終点 南砺市才川七字ヌスキ14 番
	第3ペアリ フト	乙種特殊 索道	起点 南砺市才川七字ヌスキ19 番 終点 南砺市才川七字鬼放3番
	第4ペアリ フト	乙種特殊 索道	起点 南砺市広谷字大コバ22番 終点 南砺市広谷字大コバ28番
	第5ペアリ フト A線	乙種特殊 索道	起点 南砺市広谷字大コバ21番 終点 南砺市広谷字白剥4番
	第5ペアリ フト B線	乙種特殊 索道	起点 南砺市広谷字大コバ21番 終点 南砺市香城寺字 <u>白羽毛</u> 10 番

別表第3(第8条関係)

索道利用料金

名称	種別	金額
----	----	----

利用料金の上限

			大人	小人
たいら 及びタ カンボ ー	チェアリフ ト	1回券	<u>500円</u>	<u>500円</u>
		回数券	<u>5,090円</u>	<u>5,090円</u>
		半日券	5,090円	4,580円
		1日券	5,600円	5,090円
		ナイター券	4,070円	3,050円
		シーズン券	50,920円	40,740円
IOX— AROS A	チェアリフ ト	1回券	<u>400円</u>	<u>300円</u>
	ゴンドラリ フト	片道券	<u>1,220円</u>	<u>810円</u>
		往復券	<u>2,030円</u>	<u>1,520円</u>
	チェア・ゴ ンドラリフ ト共通	4時間券	4,070円	3,050円
		1日券	<u>5,090円</u>	<u>3,560円</u>
		ナイター券	<u>4,070円</u>	<u>3,050円</u>
		シーズン券	<u>50,920円</u>	<u>35,640円</u>
		(ナイター含 む。)		

備考

- 1 「チェアリフト」とは、鉄道事業法施行規則(昭和62年運輸省令第6号。以下「省令」という。)に規定する乙種特殊索道をいう。
- 2 「ゴンドラリフト」とは、省令に規定する普通索道をいう。
- 3 「小人」とは、小・中学生(義務教育学校の児童

			大人	小人
たいら 及びタ カンボ ー	チェアリフ ト	1回券	<u>800円</u>	<u>800円</u>
		回数券	<u>8,000円</u>	<u>8,000円</u>
		半日券	5,090円	4,580円
		1日券	5,600円	5,090円
		ナイター券	4,070円	3,050円
		シーズン券	50,920円	40,740円
IOX— AROS A	チェアリフ ト	1回券	<u>900円</u>	<u>800円</u>
	ゴンドラリ フト	片道券	<u>1,950円</u>	<u>1,300円</u>
		往復券	<u>3,250円</u>	<u>2,430円</u>
	チェア・ゴ ンドラリフ ト共通	4時間券	5,290円	3,970円
		1日券	<u>6,260円</u>	<u>4,630円</u>
		ナイター券	<u>5,290円</u>	<u>3,970円</u>
		シーズン券	<u>66,200円</u>	<u>46,330円</u>
		(ナイター含 む。)		

備考

- 1 「チェアリフト」とは、鉄道事業法施行規則(昭和62年運輸省令第6号。以下「省令」という。)に規定する乙種特殊索道をいう。
- 2 「ゴンドラリフト」とは、省令に規定する普通索道をいう。
- 3 「小人」とは、小・中学生(義務教育学校の児童

額の改定

及び生徒を含む。)をいう。	及び生徒を含む。)をいう。	
4 利用料金には、消費税を含むものとする。	4 利用料金には、消費税を含むものとする。	

南砺市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例新旧対照表

現行	改正案	備考
(布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)<u>の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (2) 学校教育法による大学<u>の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、5年以上水道__に関する技術上の実務に従事した	(布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)<u>において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この項において「水道等」という。)</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (2) 学校教育法による大学<u>において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校<u>(次号において「短期大学等」という。)</u>において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後、<u>次号におい</u>	水道法施行令改正に伴う改正 同上 同上

経験を有する者	て同じ。)、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)	
	(4) <u>短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u>	水道法施行令改正に伴う改正
(4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道__に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	(5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校(次号において「高等学校等」という。))において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)	同上
	(6) <u>高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u>	同上
(5) 10年以上水道__の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	(7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)	同上
(6) 第1号又は第2号に規定する卒業生であって、学校	(8) 第1号又は第2号に規定する卒業生であって、学校	水道法施行規則

教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号に規定する卒業者にあっては<u>1年以上、第2号に規定する卒業者にあっては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>	教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号に規定する卒業者にあっては<u>2年以上、第2号に規定する卒業者にあっては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u>	改正に伴う改正
(7) 外国の学校において、<u>第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道__に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>	(9) 外国の学校において、<u>第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u>	同上
(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であって、1年以上水道__に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	(10) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であって、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限</u>	同上

(水道技術管理者の資格) 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) 前条の規定により水道の布設工事監督者たる資格を有する者 (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において<u>土木工学以外の</u>工学、理学、農学、医学若しくは薬	る。) (11) <u>建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (水道技術管理者の資格) 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) 前条の規定により水道の布設工事監督者たる資格を有する者を次のように改める。前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において<u>土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、終了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、終了した者)については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこ	水道法施行規則改正に伴う改正 水道法施行令改正に伴う改正 同上
---	--	--

学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) (略)

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した(当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、前条第2号に規定する学科目

れらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) (略)

(4) 前条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した(当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)については7年以上、同条第5号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定

水道法施行規則
改正に伴う改正

同上

又は前号に規定する<u>学科目</u>に相当する<u>学科目</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	する<u>課程</u>又は前号に規定する<u>課程</u>に相当する<u>課程</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	
(6) (略)	(6) (略)	
	(7) <u>技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格したもの(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)</u>であって、<u>1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (8) <u>建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格したものであって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>	水道法施行規則改正に伴う改正 同上
2 1日最大給水量が<u>1,000立方メートル</u>以下である専用水道(法第3条第6項に規定する専用水道をいう。)については、前項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6箇月以	2 1日最大給水量が<u>10,000立方メートル</u>以下である専用水道(法第3条第6項に規定する専用水道をいう。)については、<u>前項第1号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と</u>、前項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同	同上

上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」とそれぞれ読み替えるものとする。	項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6箇月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、<u>同項第7号中「1年以上」とあるのは「6月以上」と、同項第8号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。</u>	
---	---	--

南砺市消防団条例新旧対照表

現行	改正案	備考
(定員) 第3条 消防団員の定員は、<u>1,070人</u>とする。	(定員) 第3条 消防団員の定員は、<u>1,050人</u>とする。	定員数の改正